

## 令和4年第10回美郷町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和4年12月5日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 定期監査の報告
  - 2) 例月現金出納検査の報告（令和4年10月分）
  - 3) 令和4年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告
  - 4) 令和4年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
  - 陳情上程（委員会付託）
- 第 5 陳情第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情
- 第 6 陳情第11号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情
- 第 7 陳情第12号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 第 8 陳情第13号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 第 9 陳情第14号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
- 第10 陳情第15号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情
- 第11 陳情第16号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稻収穫量調査の基準見直しを求める陳情
  - 議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）
- 第12 同意第 2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第 3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第 4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

- 第15 同意第 5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
議案上程（説明）
- 第16 議案第51号 秋田県との生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結について
- 第17 議案第52号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について
- 第18 議案第53号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第19 議案第54号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 第20 議案第55号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第56号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第57号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第23 議案第58号 美郷町職員の降給に関する条例の制定について
- 第24 議案第59号 美郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第25 議案第60号 美郷町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について
- 第26 議案第61号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について
- 第27 議案第62号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第28 議案第63号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第29 議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第30 議案第65号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 第31 議案第66号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 第32 議案第67号 美郷町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について
- 第33 議案第68号 美郷町職員の再任用に関する条例の廃止について
- 第34 議案第69号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第35 議案第70号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第36 議案第71号 美郷町税条例の一部改正について

- 第 37 議案第 72 号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 38 議案第 73 号 美郷町印鑑条例の一部改正について
- 第 39 議案第 74 号 美郷町公園設置条例の一部改正について
- 第 40 議案第 75 号 指定管理者の指定について
- 第 41 議案第 76 号 指定管理者の指定について
- 第 42 議案第 77 号 指定管理者の指定について
- 第 43 議案第 78 号 指定管理者の指定について
- 第 44 議案第 79 号 指定管理者の指定について
- 第 45 議案第 80 号 令和 4 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号
- 第 46 議案第 81 号 令和 4 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 47 議案第 82 号 令和 4 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 48 議案第 83 号 令和 4 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 49 議案第 84 号 令和 4 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号
- 第 50 議案第 85 号 令和 4 年度美郷町水道事業会計補正予算第 3 号

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
16番	森元淑雄君		

欠席議員（1名）

15番 鈴木良勝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	奥山智佳等君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	小田長光仁君	教育長	福田世喜君
教育推進監	武藤浩紀君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	佐々木直樹
------	------	---------------	-------

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

15番、鈴木良勝君から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第10回美郷町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番、長谷川幸子君、1番、熊谷隆一君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（森元淑雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの10日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、深澤 均君、登壇願います。

(議会運営委員長 深澤 均君 登壇)

○議会運営委員長（深澤 均君） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

11月28日に招集告示されました令和4年第10回美郷町議会定例会に当たり、11月29日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案に関わるものとして、議案書記載のとおり、令和4年度各会計の補正予算、条例の制定及び改廃、連携協約の締結、固定資産評価審査委員会委員並びに教育委員会の委員の同意案件であります。

陳情案件については、前回定例会以降提出されたものが7件あり、議会運営委員会では陳情第10号から陳情第13号までは教育民生常任委員会、陳情第14号から陳情第16号までは総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとなりました。

また、議会関係としては、委員会報告等と意見書案等の審議を予定しております。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。初めに、本定例会の会期は、本日12月5日から12月14日までの10日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後、陳情を上程し、委員会付託とします。続いて、同意第2号から同意第5号までを上程し、説明を受け、質疑、討論、表決を行います。その後、議案第51号から議案第85号までを上程し、説明を受け、終了の予定です。

12月6日から12月12日までは本会議を休会とし、一般質問の通告締切りは7日午前11時までとします。

なお、休会中の日程ですが、12月8日と9日に関係常任委員会を開催し、陳情の審査等を行う予定です。

12月13日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

12月14日は、午前10時より本会議を再開し、議案第51号から議案第85号までの質疑、討論、表決を行います。続いて、陳情の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄君） ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

---

### ◎諸般の報告

○議長（森元淑雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より定期監査の報告がありました。

2として、町の監査委員より例月現金出納検査、令和4年10月分の結果報告がありました。

3として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、令和4年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会の概要報告がありました。

4として、大仙美郷介護福祉組合議会出席議員より令和4年第2回大仙美郷介護福祉組合議会定例会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

---

### ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄君） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

令和4年第10回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種について報告いたします。

9月26日から開始しましたオミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンの接種については、全ての対象者が令和4年中に接種を受けられるようにとする国の考え方にに基づき、町では対象者数に応じた接種日程を確保し、12月20日を町公共施設における集団接種の最終日としております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価等の高騰による家計等への負担を支援する各種制度について、報告いたします。なお、数字はいずれも11月30日現在のものです。

価格高騰の影響が特に大きい非課税世帯等の低所得世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業については、1,649世帯に8,245万円を給付しており、給付率は92.6%となっております。

住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり1万5,000円を給付するエネルギー・食品価格高騰対応緊急支援金事業については、1,763世帯に2,644万5,000円を給付しており、給付率は92.4%となっております。

原油価格高騰の影響を受けている運送事業者の事業の継続を支援する運送業等事業継続支援金については、営業用車両の種別・台数に応じ、13の事業者に支援金を給付しております。

美郷町と連携協力協定を締結している日本航空株式会社の航空機の利用促進を図ることを目的とした連携企業応援事業については、秋田空港発着のJALグループ国内線を往復で利用した町民107人に地域振興券を給付しております。

次に、第3次美郷町総合計画におけるみさと重点テーマに係る事業について、報告いたします。

1つ目は、豊かさ実感についてですが、芸術文化推進事業として、7月30日から9月25日まで、学友館特別展「大川清一 北東北 山々の輝き」を開催し、延べ3,344人に来場いただきました。期間中は大川氏が幾度となく学友館に来館され、来館者と触れ合うなど、2度、3度と足を運んでくださった方もおりました。改めて自然の厳しさ、優しさ、山岳の魅力を感じるとともに、町内在住の芸術家を多くの方々に知っていただく機会となりました。

また、10月30日から11月27日まで、「ふるさと美郷の画家三人展—渋谷重弘・高橋清見・藤井勉の世界—」を開催し、延べ1,011人に来場いただきました。初日には開会行事のほか、秋田県立美術館長で当町出身の渋谷氏によるギャラリートークを行い、55の方が参加しました。関連事業として、11月7日に株式会社龍角散社長である藤井隆太氏、同社社員の鈴木覚子氏のフルート演奏によるギャラリーコンサートを開催し、85の方が鑑賞しました。11月19日には、藤井由希子氏による「父・藤井 勉を語る」と題したギャラリートークを開催し、45の方が参加しました。

11月13日、自衛隊音楽隊コンサートを公民館で開催しました。今年度は、初めて海上自衛隊舞鶴音楽隊を迎え、迫力ある演奏と美しい音色で、400人の観客に感動を与えていただきました。

読書・視聴覚環境向上事業として、10月2日、読書フェスタを学友館で開催しました。当日は、町内ボランティア3団体による絵本の読み聞かせやフルート、オーボエ、歌、ピアノのトリオ「こっころ」によるコンサート、雑誌リサイクル市など、親子で本やお話に触れる楽しい時間を過ごしていただきました。あわせて、「心に残った本の紹介コンクール」にご応募いただいた968作品の中から、各部門の最優秀賞を受賞した6の方を表彰するとともに、ご応募いただいた全作品を10月4日から10日まで学友館に展示し、多くの方々にご覧いただきました。

また、学友館内の図書館に視聴覚ブースを設置し、11月3日より利用を開始しました。本施設は映像や音楽を視聴できる3小間に分かれ、美郷町や合併前の旧町村が作成した映像記録のほか、クラシック音楽、映画などの視聴覚資料約130点をそろえております。今後、視聴覚資料を充実させるとともに多くの方々にご利用いただけるよう、図書館の魅力向上に努めてまいります。



連携企業スポーツ活動推進事業として、株式会社モンベル並びに美郷山岳会の協力により、中学生を対象とした登山教室を開催しました。9月27日、登山の基礎知識や必要な道具など本番に向けた座学を行い、10月14日、生徒4人、保護者1人及びスタッフで真昼山赤倉登山口から山頂までの登山に挑戦しました。参加した生徒からは、「景色が良く、安全に楽しく登山することができ、達成感があった」などの感想が聞かれました。

また、ヨネックス株式会社との連携事業として、9月10日、オリンピックへ出場した池田進太郎氏、嘉村健士氏、北都銀行バドミントン部の松本麻佑氏、永原和可那氏を講師に迎え、美郷中学校男女バドミントン部16人、町バドミントンスポーツ少年団42人及び町民107人参加の下、バドミントン教室を総合体育館リリオスで開催しました。さらに、10月30日、同社社員でソフトテニスの国内大会で活躍している貝瀬ほのか氏を講師に迎え、美郷中学校男女ソフトテニス部31人及び町民37人参加の下、ソフトテニス教室を同校テニスコートで開催しました。両日とも、基礎練習の大切さや気持ちの持ち方などのアドバイスやトップアスリートの直接指導を受け、貴重な体験となりました。

2つ目は、活力・賑わい創出についてですが、生薬の里美郷構想推進事業として、10月2日、NPO法人みさぼーととの共催により、薬樹の森づくり活動植樹事業を3年ぶりに実施しました。当日は、公益社団法人東京生薬協会、関係機関及び町民61人参加の下、旧花岡スキー場に100本のハウノキを植樹しております。

サキホコレ作付応援事業として、堆肥「美郷の大地」の施用効果の実証について、4月から10月にかけて計6回の現地調査を行い、生育状況等のデータを収集しました。なお、データ収集については、来年度以降も行い、その効果について検証してまいります。

定住・移住促進事業として、10月30日に東京都内で開催された「あきたまるごとAターンフェア」に当町もブースを設置し、来場者の移住相談に応じるとともに、移住先を検討している方に美郷町の魅力をPRしてまいりました。今後も様々な機会を捉え、移住先として美郷町を選んでいただけるよう取組を展開してまいります。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

初めに、企画財政課関係ですが、平成23年に美郷町情報通信基盤整備事業により整備し、東日本電信電話株式会社とのIRU契約に基づき、貸与していた光ファイバーケーブルについて、10月1日付で同社に無償譲渡しました。今回の譲渡に伴い、当該地域での利用者へ継続的かつ安定的な通信サービスを提供するとともに、将来の町の財政負担の軽減に資することになります。

次に、住民生活課関係ですが、10月6日、役場庁舎付近を会場に、広域消防、町消防団、町建

設業協会など防災関係機関と地域住民や自主防災組織などが協力し、地震を想定した総合防災訓練を行いました。訓練を通じて、防災体制の強化と町民の防災意識の高揚が図られました。

また、火災件数についてですが、現在まで住宅火災2件が発生しており、前年同期と比べ4件減少しておりますが、引き続き、火災予防の啓発に努めてまいります。

マイナンバーカードの取得状況についてですが、カードを発行している地方公共団体情報システム機構による集計では、11月20日現在で44.4%となっております。引き続き広報等での啓発のほか、出張申請窓口の開設を行うとともに、10月から開設した大型ショッピングセンターでの申請窓口を通して、さらなる取得率の向上を図ってまいります。

次に、福祉保健課関係ですが、インフルエンザ予防接種の10月の接種者は638人で、令和3年度の同時期に比べ1.1倍となっており、若年者で9人の減、高齢者は85人の増と、流行期を控え高齢者の接種が進んでおります。

金婚を迎えたご夫婦へのお祝いについてですが、11月21日に各ご家庭へお伺いし、22組の方へ記念品をお渡ししました。

次に、商工観光交流課関係ですが、9月23日、24日の両日、長野県東御市で巨峰の王国まつりが、10月15日、16日の両日、東京都大田区で友好都市ふれあいひろばが、11月5日、6日の両日、OTAふれあいフェスタがそれぞれ開催され、町内製品の販売及び観光PRを行いました。

一方で、10月22日、23日の両日に開催した美郷フェスタでは、北海道中富良野町から町長、副町長のほか町職員3人、栃木県那珂川町から町職員5人がフェスタ参加のため来町し、各地域の特産品等を販売する交流物産展や観光PRを行っていただきました。今後も、地域間交流の推進と町内製品の販売促進に取り組んでまいります。

10月22日、美郷フェスタに併せて美郷町技能功労者表彰式を開催し、町内の技能者5人の方に表彰状並びに記念品を贈呈いたしました。受賞されました皆様の長年にわたるご努力とご労苦に対し、改めて心から敬意と感謝の意を表します。

8月25日と10月21日の2回にわたり、美郷町産業大使のナガイレーベン株式会社代表取締役社長澤登一郎氏を講師に迎え、美郷経営塾を開催しました。町内企業の経営者や後継者、企業経営に関心のある方など19人が受講し、自社における商品開発プロセスなどをテーマとして企業の経営力向上に関する助言をいただきました。

次に、農政課関係ですが、10月22日、23日の両日、美郷フェスタ2022を総合体育館リリオス及び公民館で開催しました。

新型コロナウイルス感染防止対策を講じての3年ぶりの開催となりましたが、2日間で約5,500

人の方々が来場され、ステージイベントや各種展示のほか、農産物の直売や飲食コーナーなどの各種イベント、農産展や虫歯のない子などの表彰式を開催しました。

11月末現在の有害鳥獣駆除の状況についてですが、農作物被害や目撃情報に基づき捕獲したツキノワグマは2頭で、昨年の16頭から14頭減少しており、熊による農作物等の被害は7件でありました。

また、イノシシの捕獲は3頭で、昨年の2頭から1頭の増加、昨年まで捕獲のなかったニホンジカは5頭捕獲しております。イノシシ及びニホンジカによるものと思われる農作物被害報告はそれぞれ1件あり、今後も有害鳥獣の被害防止のため適切な対策を講じてまいります。

次に、建設課関係ですが、11月1日、除雪出発式を北除雪センター車庫で行い、作業従事者や交通関係者とともに作業の安全について祈念しました。除雪機械76台で車道約449キロメートル、歩道約52キロメートルの道路除排雪を行ってまいります。

9月から11月末までの主な工事発注状況についてですが、舗装補修工事11件、道路改良工事3件、橋梁補修工事3件、河川改修工事3件、河川しゅんせつ工事4件、業務委託として測量調査設計業務2件を発注し、発注率は85.9%となっております。

また、上下水道関係として、水道施設管理業務・修繕等3件、農業集落排水施設管理業務・改修工事等4件を発注し、発注率は97.9%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、「鴻鵠の志」育成基金活用事業として、10月28日、秋田市大森山動物園園長小松 守氏を講師に迎え、「つながりの中、生きる」と題した講演会を美郷中学校で開催し、同校生徒並びに町内3小学校の6年生が参加しました。

美郷中学校とタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシット校との相互訪問交流についてですが、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、美郷中学校生徒の訪問交流は中止することとしました。

次に、生涯学習課関係ですが、青少年教育事業として、10月11日、コズミックカレッジを開催し、小学生24人が参加しました。JAXA宇宙教育センターから俣野綾子氏を講師に迎え、公民館で宇宙及びJAXAに関する座学、ペットボトルロケットを制作し、仙南小学校グラウンドで発射実験を行いました。体験活動を通して、科学への関心や探求意欲が高まったものと期待しております。

9月24日と10月29日に、公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場として、第3回、第4回的美郷カレッジを開催しました。9月24日は、テキスタイルデザイナー須藤玲子氏を、10月29日は秋田県立美術館長渋谷重弘氏を講師に迎え、ご講演をいただきました。受

講者は、延べ153人、受講者アンケートによる満足度は94.7%と大変好評でした。

10月25日、美郷中学校沿線を周回コースとする美郷町中学校新人駅伝競走大会を開催しました。参加した男子14校、女子12校のうち美郷中学校は男子3位、女子1位の好成績を収めました。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

同意第2号から第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、檜森吉裕氏、伊藤光司氏、熊谷弘幸氏をそれぞれ選任したく、同意を求めるものです。

同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてですが、木村百合子氏を教育委員に任命したく、同意を求めるものです。

議案第51号 秋田県との生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についてですが、人口減少社会においても、快適で安心できる暮らしと衛生的な水環境を将来にわたって維持するため、秋田県と連携して生活排水処理事業に関する事務を行いたく、お諮りするものです。

議案第52号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について、議案第53号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第54号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正についてですが、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第55号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当等に関する規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第56号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正についてから議案第68号 美郷町職員の再任用に関する条例の廃止についてですが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による職員の定年引上げ等に伴い、所要の規定の改正に加え、職員の降給に関する条例の制定及び再任用制度の廃止による条例の廃止をしたく、お諮りするものです。

議案第69号 美郷町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてですが、選挙における期日前投票所の投票管理者および投票立会人の交代制の導入並びにまちなかエリア活性化実行委員会の廃止に伴い所要の規制を改正したく、お諮りするものです。

議案第70号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第71号 美郷町税条例の一部改正について及び議案第72号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてですが、それぞれ減免申請期限に係る所要の規定を改正したく、お諮りするもので

す。

議案第73号 美郷町印鑑条例の一部改正についてですが、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第74号 美郷町公園設置条例の一部改正についてですが、平場の森公園の名称を変更したく、お諮りするものです。

議案第75号から第79号までの指定管理者の指定についてですが、美郷町住民活動センターなど26施設の指定管理者を指定したく、お諮りするものです。

議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第8号についてですが、公共施設等における電気料等の高騰に伴う関連予算の増額、起業者総合支援事業補助金の増額、家庭用井戸等整備事業補助金の増額及び事業実績による事業費の減額等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてですが、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第82号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号についてですが、公共枿設置接続工事費及び光熱水費の増額に伴う歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第83号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてですが、光熱水費の増額に伴う歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第84号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてですが、保険基盤安定繰入金の額の確定等に伴う歳入歳出予算の補正について、お諮りするものです。

議案第85号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第3号についてですが、施設修繕費の増額及び事業実績による事業費の減額等に伴う支出予算の補正について、お諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

---

#### ◎陳情第10号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第5、陳情第10号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改

善のため国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第10号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第11号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第6、陳情第11号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第11号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第12号の上程、委員会付託

○議長(森元淑雄君) 日程第7、陳情第12号 介護保険制度の改善を求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認め、陳情第12号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第13号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第8、陳情第13号 学校部活動の地域移行に関する陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第13号については教育民生常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第14号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第9、陳情第14号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第14号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第15号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第10、陳情第15号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第15号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎陳情第16号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄君） 日程第11、陳情第16号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については、総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、陳情第16号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

---

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第12、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 令和4年12月17日をもって任期満了となります美郷町固定資産評価審査委員会委員として、檜森吉裕氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

檜森氏は現在、美郷町商工会の会長を務められ、平成25年12月18日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第2号について、これより採決いたします。



お諮りします。同意第2号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、同意第2号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

#### ◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長(森元淑雄君) 日程第13、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長(松田知己君) 令和4年12月17日をもって任期満了となります美郷町固定資産評価審査委員会委員として、伊藤光司氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

伊藤氏は現在、調査測量設計保証コンサルタント会社に勤務され、平成25年12月18日から固定資産評価審査委員会委員に就任されており、広く地域の実情に通じております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(森元淑雄君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 討論なしと認めます。

同意第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第3号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森元淑雄君) 異議なしと認めます。よって、同意第3号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第14、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 令和4年12月17日をもって任期満了となります美郷町固定資産評価審査委員会委員として、熊谷弘幸氏を選任することについて同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により提案するものです。

熊谷氏は現在、農業に従事され、農事組合法人スカイマックス幹事、秋田おばこ農業協同組合理事に就任されており、広く地域の実情に通じております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、同意第4号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄君） 日程第15、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを上程し、議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己君） 令和4年12月17日をもって任期満了となります美郷町教育委員会委員として、木村百合子氏を選任することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に關す

る法律第4条第2項の規定により提案するものです。

木村氏は長年にわたり、教職員として学校現場で児童生徒の教育に携われ、広く教育行政の識見をお持ちの方で、教育委員として適任であると存じますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 討論なしと認めます。

同意第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。同意第5号について、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号 美郷町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案に同意することに決しました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第16、議案第51号 秋田県との生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） ご説明申し上げます。

県内市町村の生活排水処理事業に関しては、人口減少に伴う使用料収入の減収、職員の減少による組織縮小及び技術力の低下などが全県的に課題となっております。将来を見据えた執行体制の強化と業務の低コスト化に向けて、持続的に市町村の業務を支援する広域補完組織を設立するため、連携協約案を地方自治法に基づき提案するものです。

条文は別表も含めまして、10ページから13ページです。

主なものにつきまして説明いたします。

第2条は、町と県が連携する事務の範囲について規定しております。

第3条は事務の連携を進めるための方針として、官民の出資会社を設立することを規定しております。名称につきましては未定であります。町はこの会社と直接業務委託契約を行うものではなく、取りまとめ役となる県と業務委託契約を交わし、県が一括して会社に発注する予定となっております。

第4条及び別表は、新たな会社設立と運営につきまして、町と県とのそれぞれの役割を規定しております。

附則には、効力が生じる日を規定しております。

今後といたしましては、来年度予算案において出資金の計上を、来年3月には全市町村と県との連携協約締結式を予定しているところであります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第51号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第52号から議案第54号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第17、議案第52号 美郷町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正について、日程第18、議案第53号 美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び日程第19、議案第54号 美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について、以上の3件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 初めに、議案第52号についてご説明いたします。

提案理由ですが、令和4年度の人事院勧告による国の対応並びに秋田県人事委員会の勧告による県の対応や県内の他市町村の動向を踏まえ、美郷町議会議員の期末手当を令和4年12月支給に遡り支給割合を改定するとともに、令和5年度以降の6月、12月期の支給割合を平準化するものでございます。

改正条文は16ページ、新旧対照表は議案資料集の2ページですが、議案資料集1ページの関連資料にてご説明させていただきます。

現行の12月期の期末手当の支給割合1.525か月を0.05か月引き上げ、令和4年12月に遡り1.575か月とし、年間の支給割合を3.1か月とするものでございます。令和5年度以降につきましては、

6月期及び12月期の支給割合の平準化を図るため、それぞれ1.55か月とするものでございます。

次に、議案集17ページ、議案第53号についてご説明いたします。

美郷町町長及び副町長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

提案理由及び改正内容は、議案第52号と同様でございます。

次に、議案集19ページ、議案第54号についてご説明いたします。

美郷町教育委員会教育長の期末手当の支給割合を改定するものでございます。

提案理由及び改正内容は、議案第52号と同様でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第52号から議案第54号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第20、議案第55号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 稔君） 議案第55号についてご説明いたします。

提案理由ですが、今年10月に秋田県人事委員会より給与改定の勧告がなされました。本町においても、職員給与について勧告に準じた改定をたく提案するものでございます。

改正条文は22ページから、新旧対照表は議案資料集の6ページですが、5ページの関連資料にてご説明させていただきます。

県人事委員会の勧告の内容ですが、月例給は公民較差を解消するため、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当は県内民間の支給割合に合わせ、0.1か月、再任用職員については0.05か月引き上げるものでございます。

下の枠内の改正の内容ですが、1の①の給料表の改正は公民較差を解消するため、令和4年4月1日に遡り、給料表の水準を引き上げるものでございます。

改正後の給料表は議案22ページ以降に掲載しておりますが、給料月額の上昇率は0.06%から1.18%でございます。

次に、②勤勉手当の改正ですが、令和4年12月期の支給割合を0.975か月に引き上げ、年間支給割合を1.85か月とするものでございます。

再任用職員については、12月期の支給割合を0.475か月に引き上げ、年間支給割合を0.9か月とするものでございます。

また、③で令和5年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当が均等となるよう、支給割合をそれぞれ0.925か月、再任用職員はそれぞれ0.45か月とするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第55号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第56号から議案第68号までの上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第21、議案第56号 美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正について、日程第22、議案第57号 美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第23、議案第58号 美郷町職員の降給に関する条例の制定について、日程第24、議案第59号 美郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について、日程第25、議案第60号 美郷町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正について、日程第26、議案第61号 美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について、日程第27、議案第62号 美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、日程第28、議案第63号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第29、議案第64号 美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第30、議案第65号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、日程第31、議案第66号 美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、日程第32、議案第67号 美郷町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について及び日程第33、議案第68号 美郷町職員の再任用に関する条例の廃止についての以上13件は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題として上程したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄君） 異議なしと認め、一括議題として上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第56号から議案第68号まで、一括してご説明させていただきます。

提案理由ですが、令和3年6月に地方公務員法等の一部を改正する法律が公布され、現行の60歳の定年が令和5年4月から段階的に引き上げられ、最終的に65歳となります。これに伴い、関連する条例の改正等を行うものでございます。

初めに、地方公務員法等の一部改正の概要をご説明いたしますので、議案資料集の7ページをご覧ください。

1の定年の段階的引上げですが、現行の60歳の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年4月に65歳とするものです。これにより、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止となりますが、段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行制度同様の制度が存続します。

2の役職定年制の導入ですが、管理監督職は60歳の誕生日から以後の最初の4月1日までの間に管理監督職以外の職に異動となります。これにより、基本的には管理職に就くことができない役職定年制が適用されます。

3の定年延長となった職員の給与ですが、60歳に達した日以降の最初の4月1日以後は、異動前の給料の7割水準となります。

4の高齢期における多様な職業生活設計の支援ですが、①として、60歳に達した日以後、延長となる定年前に退職した場合、不利とならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職者と同様に退職手当を算定いたします。②として、60歳に達した日以後、延長となる定年前に退職した場合、本人の希望により、現行の再任用職員同様に短時間勤務の職に採用することができます。

5として、当改正は令和5年4月1日施行となります。

以上が、定年引上げに関する地方公務員法等の改正の概要です。

それでは、議案集29ページ、議案第56号美郷町職員の定年等に関する条例の一部改正についてから順番にご説明いたします。

改正条文は30ページからですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集8ページをご覧ください。

第1条では、根拠規定となる地方公務員法改正による関連条項の改正でございます。

第3条では、定年の年齢を65歳に引き上げるものでございます。

なお、65歳ではなく65年とするのは、国が示した参考例及び県条例に倣った表現に改めるものでございます。

第4条では、定年退職日を超えて引き続き勤務させることができる特例を規定するものでございますが、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降も管理職に任用される特例の適用を受けた場合の規定を追加するほか、用語を整理するものでございます。

10ページをお願いいたします。

第6条では管理職の規定、第7条では管理職の上限年齢の規定を追加するものでございます。

第8条では、任命権者が他の職へ降任等を行うに当たり、守るべき基準を規定するものでございます。

地方公務員法の規定のほか、第1号では当該職員の人事評価の結果等に基づき、適正な職に降任等を行うこと。第2号では、人事の計画、その他の事情を考慮した上で、管理職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。第3号では、他の職への降任等を行う際に、第1号の基準に従った状況を考慮してやむを得ない場合を除き、降任前の職に応じて職制上の段階に属する職に降任等を行うこととするものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

第9条では、任命権者が他の職に降任等をすべき管理職について1年を超えない範囲で延長し、引き続き管理職として任用する特例を規定するものです。また、管理職の任用を延長する期間が3年を超えることができないことを規定しております。

13ページをお願いいたします。

第10条では、管理職として延長する場合、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを規定しております。

第11条では、管理職として延長の事由が消滅した場合、他の職へ降任等を行うことを規定しております。

第12条及び第13条では、年齢60年に達した日以後に定年前に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として任用できる旨を規定しております。

14ページをお願いいたします。

附則として、第2項に定年に関する経過措置を規定しております。

また、第3項に、任命権者は当分の間、職員が60年に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容等を情報提供するとともに、勤務の意思を確認するよう努めることを追加するものです。

議案第56号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

---

（午前11時09分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、議案集45ページ、議案第57号美郷町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。



新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集16ページからご覧いただけます。

当条例の改正内容は、定年延長による現行の再任用職員制度の廃止に伴い、再任用職員及び再任用短時間勤務職員を定年前短時間勤務再任用職員に置き換える改正のほか、用語の整理が主なものでございます。

次に、議案集53ページ、議案第58号美郷町職員の降給に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、定年延長に伴い、役職定年制や60歳以後の給料7割措置の開始により、本人の意に反する降給が行われることから新たに制定するものでございます。

54ページからご覧いただけます。

第1条では目的、第2条では降給の種類、第3条及び第4条では降格、降号の事由、第5条では通知書の交付などを規定しております。

附則第1項にて、この条例の施行日を令和5年4月1日とし、第2項では降給の種類として、当面の間、定年延長による60歳以後の給料7割措置を加える読替規定を、第3項では降給による通知書の交付を、定年延長による給料7割措置の場合には適用しない旨を定めております。

次に、議案集57ページ、議案第59号美郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集24ページをご覧いただけます。

第3条にて、懲戒処分により給料月額 $\frac{1}{10}$ を減ぜられている期間中に、定年延長による降任等で7割水準の給料となった場合、減ずる額が $\frac{1}{10}$ を超えることとなりますが、超えた額のまま減ずることを規定するものでございます。

次に、議案集59ページ、議案第60号美郷町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集25ページをご覧いただけます。

第2条第1号にて、定年前に退職する意思を有する職員の募集は、定年から15年を減じた年齢以上の職員を対象とする規定を、20年に改めるものでございます。

なお、定年年齢が段階的に引き上げられることから、附則にて経過措置を規定しております。

次に、議案集61ページ、議案第61号美郷町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集26ページをご覧いただけます。

第2条第3項にて、定年後の再任用職員及び再任用短時間職員を定年前再任用短時間勤務職員に

改めるものでございます。

次に、議案集63ページ、議案第62号美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集27ページをご覧ください。

定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類の規定について、地方公務員法改正による関連条項及び用語の変更をするものでございます。

次に、議案集65ページ、議案第63号美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集28、29ページをご覧ください。

各規定において、地方公務員法改正による関連条項及び定年前再任用短時間勤務職員に関する用語の変更をするものでございます。

次に、議案集67ページ、議案第64号美郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集30、31ページをご覧ください。

第2条では育児休業することができない職員に、第9条では育児短時間勤務をすることができない職員に、それぞれ特例で60歳を過ぎ管理職を延長された職員を追加するものです。また、各規定において、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するものでございます。

次に、議案集71ページ、議案第65号美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集32ページをご覧ください。

第3条において、地方公務員法の改正により短時間勤務職員に関する条項の変更をするものでございます。

次に、議案集73ページ、議案第66号美郷町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集33ページをご覧ください。

第2条第2項第1号において括弧書きの再任用職員に関する部分を削除するとともに、同項第4号において広域法人等に派遣できない職員に、60歳を過ぎて管理職を延長された職員を加えるものでございます。

次に、議案集75ページ、議案第67号美郷町外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表でご説明いたしますので、議案資料集34ページをご覧ください。

第2条第2項第5号において、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員に、60歳を過ぎて管理職を延長された職員を加えるものです。

次に、議案集77ページ、議案第68号美郷町職員の再任用に関する条例の廃止について、ご説明いたします。

地方公務員法の改正による定年延長に伴い再任用制度が廃止されるため、本条例を廃止するものでございます。

定年延長に関する議案第56号から議案第68号までの説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第56号から議案第68号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第34、議案第69号 美郷町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第69号についてご説明いたします。

提案理由ですが、選挙における期日前投票所の投票時間が長時間であることから、投票管理者及び投票立会人の負担軽減のため交代制を導入したく、所要の規定を改正するものでございます。また、まちなかエリア活性化実行委員会の廃止に伴い、所要の規定を改正するものです。

改正条文は80ページからですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集35ページをご覧ください。

第2条の別表中、選挙に関する報酬の額について、ただし、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人にあつては、職務に従事した時間が6時間に満たない場合において、同項に定める額の2分の1の額とするを追加するとともに、まちなかエリア活性化実行委員会委員の項を削除するものでございます。

議案80ページにお戻りいただき、附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第69号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第70号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第35、議案第70号 美郷町議会議員及び美郷町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

説明理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 穰君） 議案第70号についてご説明いたします。

提案理由ですが、公職選挙法施行令の一部改正により、選挙における選挙運動費用の公費負担額について、一部費用の上限額が引き上げられたことに伴い、町議会議員及び町長の選挙についても同様の改正を行うものでございます。

改正条文は82ページですが、新旧対照表にてご説明いたしますので、議案資料集36ページをご覧ください。

第4条2号のア、選挙運動用自動車の借入れの日額上限額を1万6,100円に、イ、同燃料代の日額上限額を7,700円に引き上げるものでございます。

37ページをお願いいたします。

第8条、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価上限額を7円73銭に引き上げるものでございます。

第11条、選挙運動用ポスター1枚当たりの作成単価上限額を、541円31銭にポスター掲示場数を乗じた額に31万6,250円を加え、その額をポスター掲示場数で除した額に引き上げるものでございます。

議案82ページにお戻りいただき、附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第70号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第71号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第36、議案第71号 美郷町税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（奥山智佳等君） 議案第71号についてご説明いたします。

提案理由ですが、納税者の利便性を向上させるため、町民税等の減免申請期限の規定を改定したく提案するものです。

改正条文は議案集83ページであります。新旧対照表で説明いたしますので、議案資料集38ページをお願いいたします。

美郷町税条例第50条第2項、第69条第2項、第85条第2項、第86条第2項及び第3項並びに第131条の3第2項の条文から前7日を削り、納期限までとするものです。

議案84ページ下段をお願いいたします。

附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第71号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第72号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第37、議案第72号 美郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（奥山智佳等君） 議案第72号についてご説明いたします。

提案理由ですが、納税者の利便性を向上させるため、国民健康保険税の減免申請期限の規定を改定したく提案するものです。

改正条文は議案集85ページであります。新旧対照表で説明いたしますので、議案資料集40ページをお願いいたします。

美郷町国民健康保険税条例第28条第2項の条文から前7日を削り、納期限までとするものです。

議案86ページ下段をお願いいたします。

附則ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第72号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第73号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第38、議案第73号 美郷町印鑑条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（木村英彰君） 議案第73号につきましてご説明いたします。

提案理由ですが、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の規定を改正したく提案するものでございます。

改正条文は88ページに、新旧対照表は議案資料集41ページに記載しております。

今回の条例改正により、登録者自ら有効な利用者証明用電子証明書が記載されている個人番号カードを多機能端末機にて照合し、本人が設定した暗証番号を入力することで本人確認がなされ、印鑑登録証明書がその場で交付できるようにするものでございます。この場合、従来必要であった印鑑登録証は持参する必要はございません。

また、印鑑登録証明書を発行する手数料ですが、役場窓口と同じ1件200円で、その場にてお支払いいただくものでございます。

この多機能端末機は、美郷町内の主要コンビニエンスストア7店舗に設置されているほか、全国の主要コンビニエンスストアで利用可能となるものでございます。

附則としまして、この条例は令和5年3月1日から施行するものでございます。

以上で議案第73号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第73号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第74号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第39、議案第74号 美郷町公園設置条例の一部改正についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） 議案第74号についてご説明いたします。

提案理由ですが、平場の森公園の名称を変更したく提案するものでございます。

改正案につきましては90ページ及び議案資料集、新旧対照表42ページをお願いいたします。

美郷町公園の1つであります「平場の森公園」は、様々な菓樹が植栽されているほか、ウォーキングコースが整備され健康づくりに供する公園となっていることから、施設の特色を表した名称に変更したく、名称を「菓樹の森健康公園」に改めるものでございます。

附則でありますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第74号の説明が終わりました。

---

◎議案第75号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第40、議案第75号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第75号についてご説明します。

今年度で指定期間が終了する美郷町住民活動センターの指定管理者の指定について、10月14日付で特定非営利活動法人みさぼーとより引き続き指定を受けたい旨の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において同法人を候補者と選定しました。

つきましては、特定非営利活動法人みさぼーとを指定管理者として指定したく提案するものです。

なお、指定期間は令和5年4月1日から3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第75号の説明が終わりました。

---

◎議案第76号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第41、議案第76号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 議案第76号についてご説明いたします。

議案集93ページから94ページをお願いいたします。

今年度で指定期間が終了する議案の1、指定管理者に管理させる公の施設に記載しております20施設の指定管理者の指定について、10月14日付であきた美郷づくり株式会社より引き続き指定を受けたい旨の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において同法人を候補者と選定いたしました。

つきましては、あきた美郷づくり株式会社を指定管理者として指定したく提案するものでございます。

なお、指定期間は令和5年4月1日から3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第76号の説明が終わりました。

---

◎議案第77号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第42、議案第77号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） 議案第77号についてご説明いたします。

今年度で指定期間が終了する美郷町あつたか山直売所の指定管理者の指定について、10月25日付で美郷町あつたか山直売所運営協議会より引き続き指定を受けたい旨の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において同協議会を候補者と選定しました。

つきましては、美郷町あつたか山直売所運営協議会を指定管理者として指定したく提案するものでございます。

なお、指定期間は令和5年4月1日から3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第77号の説明が終わりました。

---

◎議案第78号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第43、議案第78号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。農政課長。

○農政課長（中田裕克君） 議案第78号についてご説明いたします。

今年度で指定期間が終了する美郷町アクティセンター及び美郷町堆肥センターの指定管理者の指定について、10月27日付で株式会社美郷の大地より引き続き指定を受けたい旨の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において同法人を候補者と選定いたしました。

つきましては、株式会社美郷の大地を指定管理者として指定したく提案するものでございます。

なお、指定期間は令和5年4月1日から3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第78号の説明が終わりました。

---

◎議案第79号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第44、議案第79号 指定管理者の指定についてを上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。生涯学習課長。



○生涯学習課長（大澤 修君） 議案第79号についてご説明します。

今年度で指定期間が終了する美郷町屋内スポーツ館及び美郷町歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、10月14日付で特定非営利活動法人みさぼーとより引き続き指定を受けたい旨の申請があり、美郷町指定管理者選定委員会において同法人を候補者と選定しました。

つきましては、特定非営利活動法人みさぼーとを指定管理者として指定したく提案するものです。

なお、指定期間は令和5年4月1日から3年間となります。

説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第79号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第80号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第45、議案第80号 令和4年度美郷町一般会計補正予算第8号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第80号についてご説明します。

今回の補正内容ですが、歳入歳出予算の総額に6,077万円を追加する件、繰越明許費補正1件及び地方債補正4件でございます。

初めに、第2表繰越明許費補正についてご説明します。

108ページをお願いします。

2款1項総務管理費、役場庁舎第二受変電設備改修事業ですが、受変電設備の基盤製造に必要な半導体不足により年度内の工事完成が困難な状況であることから、翌年度に繰り越すものでございます。

次に109ページ、第3表、地方債補正についてご説明します。

合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、それぞれ充当する事業費の増減等に伴い限度額を変更するものです。詳細につきましては、歳入にてご説明します。

それでは、歳入から順にご説明しますので、114、115ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源の一部として充当するものでございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 13款1項3目1節の斎場使用料ですが、当初340件を見込んでおり

ましたが、利用状況を勘案し、40件分の増額とするものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金の2節障害児施設給付費負担金は、障害児通所支援給付費の国の負担で負担率2分の1で、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するものでございます。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、2項4目土木費国庫補助金ですが、1節道路新設改良費補助金は、除雪車両の購入実績により交付金の減額を計上しております。

2節住宅管理費補助金は、町内の住宅に対する耐震診断について申請件数が増加したことにより、交付金の増額を計上しております。

14款の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、15款1項1目民生費県負担金の1節保険基盤安定負担金の保険税軽減分は、国民健康保険特別会計への繰出金の確定によるもので、その下の後期高齢者医療につきましても、後期高齢者医療特別会計への繰出金の確定によるものでございます。

2節障害児施設給付費負担金は、障害児通所支援給付費の県負担分で、これまでの実績により不足が見込まれることから増額するもので、負担率は4分の1でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、2項1目1節生活バス路線維持費補助金ですが、補助対象である角館六郷線について、燃料の高騰などの要因により、運行に要する経常費用が増加したことにより増額でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 116、117ページをお開き願います。

2目民生費県補助金すこやか子育て支援事業費補助金につきましては、こども園の保育料並びに副食費に係る補助金であり、施設型給付費地方単独費用補助金につきましては、町民が町外の幼稚園を利用している経費に係る補助金であり、事業費の増額によりそれぞれ県補助金の増額決定により増額するものです。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、4目2節夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金は、意欲ある畜産農家のステップアップに必要な取組について重点的に支援する県事業で、事業の取りやめにより減額するものでございます。

次の園芸肥料低減技術導入支援事業費補助金は、肥料高騰の影響を受けている園芸農家等の負担軽減を図るため、肥料の低減に向けた取組を支援する県事業で、補助率は2分の1でございます。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、5目土木費県補助金1節住宅費補助金ですが、町内の住宅に対する耐震診断について、14款の国交付金と連動し県補助金分の増額を計上しております。

15款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 16款1項1目1節光ファイバー芯線等貸付収入ですが、東日本電信電話株式会社とのIRU契約に基づき貸与していた光ファイバーケーブルについて、10月1日付で同社に譲渡したことに伴う10月以降の分を減額するものでございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 17款1項1目1節一般寄付金ですが、ラベンダー育成協力金は実績額が確定したことに伴い、差額を増額するものです。

17款の説明は以上でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、20款5項3目過年度収入の1節国庫支出金過年度収入は、令和3年度児童手当交付金確定による追加交付によるものでございます。

4目雑入の1節総合健診料は受診者自己負担分で、実績による減額でございます。

次の後期高齢者医療療養給付費負担金精算金は、令和3年度の清算による増額でございます。

次の小規模介護施設等整備事業費補助金返還金は、令和2年度地域密着型サービス施設等整備事業費補助金及び介護施設開設準備経費等支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額確定による事業者から県への補助金返還分でございます。

○農政課長（中田裕克君） 次の機構集積協力金返還金は、機構集積協力金を受け取った方が事情により交付対象農地を売買、または転用したことから協力金の返還義務が生じたため、町を介して県に返還するものでございます。

次の新規就農者育成総合対策事業等補助金返還金は、旧農業次世代人材投資事業の経営開始型資金を交付された方で、事情により離農したことから補助金の返還義務が生じたため、町を介して県に返還するものでございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、5目1節弁償金ですが、本年6月27日に発生した大坂地区消火栓破損事故に伴う弁償金でございます。

20款の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、21款1項町債でございます。

3目1節道路新設改良事業債ですが、除排雪機械の購入実績及び社会資本整備総合交付金の実績見込みにより充当する緊急自然災害防止対策事業債を増額するものでございます。

118、119ページをお願いします。

4目1節消防施設整備事業債ですが、小型動力ポンプ購入実績による事業費の減額に伴い充当する緊急防災・減災事業債を減額するものでございます。

6目1節農村整備事業債ですが、経営基盤整備事業負担金に過疎対策事業債を充当することと

しておりましたが、県への一時申請額が限度額を超え調整が必要となったため、過疎対策事業債を減額し、合併特例債に組み替えるものでございます。

なお、過疎対策事業債の対象事業費への充当率が100%に対し、合併特例債の充当率が95%であるため、210万円の差が生じております。

歳入の説明は以上でございます。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、各款項目の1節報酬2節給料3節職員手当等4節共済費の人件費について、一括してご説明させていただきます。今回の人件費の補正は、議案第52号から議案第54号でご説明いたしました議会議員及び特別職の期末手当の改定、議案第55号で説明いたしました職員の給与改定による増額並びに人事異動、職員手当の変動等による調整が主なもので、一般会計全体で123万6,000円の増額でございます。

人件費の補正の概要につきましては、給与明細書にてご説明いたしますので、138ページをご覧ください。

初めに、特別職ですが、表の一番下、1節報酬の1万8,000円の減は、5款労働費における技能者功労者表彰選考委員の報酬の実績によるものでございます。3節期末手当は改定により34万7,000円の増、4節共済費は期末手当に連動し、1万5,000円の増額となっております。

次に139ページ、一般職ですが、中段アの会計年度任用職員以外の職員、いわゆる正職員分ですが、改定等に伴い2節給料は33万円の増、職員手当は287万7,000円の増で、職員手当の内訳は1つ下の表に記載のとおりでございます。共済費300万円の減は、産休、育児休業取得による調整が主な理由でございます。

下段イの会計年度任用職員ですが、1節報酬の20万円の減はイベント終了に伴う短時間勤務会計年度任用職員給料の減額、共済費の88万5,000円の増は10月からの共済組合移行に伴う調整でございます。

人件費補正の概要は以上でございますので、以降、各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外について順次ご説明いたしますので、120、121ページにお戻り願います。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、2目行政推進費7節及び10節の消耗品費、燃料費、印刷製本費、12節の看板製作委託料及びイベント開催等委託料は、美郷フェスタ時の事業完了により減額するものでございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、10節需用費に戻っていただきまして、光熱水費の説

明に関連しまして、この後の3款、6款、7款、10款においても同様の理由による補正予算を計上しておりますが、エネルギー価格高騰に伴い、現在町公共施設等においてできる限りの節電に努めているところですが、特に業務用電力につきましては既に燃料費調整単価が上限に達し、実績平均で20%から30%の値上げとなっていることに加えまして、11月から基本料金及び電力料金の見直しがされ、さらに16%から18%の値上げが見込まれます。このことから、町公共施設等や指定管理施設の管理運営に支障が生じないように、今後不足が見込まれる電気料及び指定管理委託料を計上しておりますので、以後の説明は対象施設の名称のみにさせていただきますと思います。

それでは、10節光熱水費ですが、飯詰駅及び後三年駅駐輪場の電気料となります。その下の住民活動センター管理委託料ですが、電気料の高騰分となります。

18節生活バス路線等維持費補助金ですが、路線バスの路線維持のための羽後交通に対する補助金で、令和3年10月から令和4年9月までの各路線の経常損益を基準に補助額が算定されるもので、全ての路線において損失額が拡大しており、補助金が増額となることから不足分を増額補正するものでございます。

2目行政推進費の説明は以上でございます。

続きまして、7目電子計算費12節の光伝送路保守委託料、13節の施設使用量及び電柱使用料ですが、歳入でもご説明しましたが、町所有の光ファイバーケーブルについて東日本電信電話株式会社へ譲渡となったことに伴い、10月以降の関係予算を減額するものでございます。

18節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金ですが、地方税の納付書QRコード対応等のシステム改修及び障害者自立支援給付審査支払等のシステム改修に伴う追加分でございます。

7目電子計算費の説明は以上でございます。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、8目交通安全対策費の8節旅費ですが、大仙・美郷地区交通指導隊連合会先進地研修中止による減額でございます。

次のページ、122、123ページをお開き願います。

9目防犯対策費の10節需用費、修繕料ですが、街路灯の故障が例年より多く発生しており、15か所分の修繕の追加をお願いするものでございます。

○**福祉保健課長（高橋 勉君）** 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費の7節報償金は、町総合計画にあります子育て相談や子供が安心して遊ぶことができる拠点の整備に向け、子育て世代の保護者の方々との意見交換を行うため、その謝礼として10人の3回分を計上しております。

10節印刷製本費、11節通信運搬費は、先ほどの拠点整備に向けたアンケート調査を行うための封筒印刷及び郵送に係る経費を計上しております。

22節返還金は、令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の実績によるものでございます。

124、125ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費の11節手数料は、障害児相談支援給付に係る国保連への手数料で、利用者の増によるものでございます。

19節扶助費の障害児通所支援給付費は、放課後デイサービスなどの利用者の増によるものでございます。

続きまして、3目高齢者福祉費の7節報償金、10節消耗品費、11節通信運搬費及び手数料、12節のイベント開催等委託料は敬老会事業に係るもので、事業終了による減額でございます。

12節の生きがい活動支援通所事業委託料は、美郷町社会福祉協議会へ委託しているもので、原油価格の高騰に伴う光熱費及び燃料費について、当初見込み額の20%を年額増額分とし48万円を、浴室設備の故障等により委託料に占める修繕料に今後不足が見込まれるため、100万円を増額するものでございます。

22節の返還金は、令和2年度地域密着型サービス施設等整備事業費補助金及び介護施設開設準備経費等支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額確定による事業者から県への補助金返還分でございます。

続きまして、4目医療給付費の27節国民健康保険特別会計繰出金につきましては、出産育児一時金繰出金におきまして、今後の出産見込みにより当初8件で計上していたものを4件追加するものと、保険基盤安定負担金繰出金及び国保財政安定化支援事業繰出金の額の確定によるものでございます。その下の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましても、額の確定によるものでございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2項3目児童福祉施設費でございますが、10節光熱水費につきましては、千畑なかよし園並びに六郷わくわく園の電気料高騰に伴う不足分を、賄材料費につきましては、3地区こども園の給食食材の高騰に伴う不足分を増額するものです。

13節車両借上料につきましては、町公用車の配置がないこども園における職員使用車の借上げに係る予算に不足が見込まれることから増額するものです。

4目子育て支援費、すこやか子育て支援事業助成でございますが、町民が町外の保育園を利用する際に保育料に係る助成金であり、今後不足が見込まれることから増額するものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費の22節返還金は、令和3年度児童手当交付金確定によるものでございます。

126、127ページをお願いいたします。

4款1項1目保健衛生総務費の10節消耗品費は、美郷フェスタでの栄養展に係るもので、コロナ禍により、試食等取りやめによりブース開設をせず、事業終了に伴い減額するものでございます。

11節手数料は、食品生活改善推進員検便検査手数料で、美郷フェスタ時の支出を見込んでおりましたが、コロナ禍により試食等取りやめによりブース開設をせず、事業終了に伴い減額するものでございます。

続きまして、2目予防費の17節機械器具費は、小児用屈折スクリーニング機器購入差額として、17万5,000円が残額となりましたが、保健センターにあります洗濯機が11月末に故障、修理不可により急遽更新したことにより、差引き13万円を減額するものでございます。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3目環境衛生費7節報償費は、不法投棄監視終了により実績による減額でございます。

10節食糧費は、水辺環境クリーンアップ活動中止による減額でございます。

18節の斎場使用料負担金は、当初340件を見込んでおりましたが、利用状況を勘案し40件分の増額とするものです。

続きまして、2項1目清掃費13節の車両借上料ですが、廃棄された小型家電をリサイクル工場までの運搬の完了に伴う減額でございます。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 5款1項1目労働諸費ですが、1節技能功労者表彰選考委員報酬、7節賞賜金、10節消耗品費までは町技能功労者表彰事業費の実績額確定に伴い減額するものです。

5款の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、128、129ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費、3節時間外勤務手当及び18節経営所得安定対策等推進事業補助金は、今後の経営所得安定対策等の事務に伴い時間外勤務手当の不足が見込まれることから、予算を組み替えるものでございます。

次の農業用無人航空機操縦者育成事業補助金は、病虫害防除のための農業用無人航空機オペレーター技能認定取得に係る経費の一部を助成するもので、補助率は3分の1、上限額は10万円で、要望のあった4団体、6名分でございます。

次の生産力強化支援事業補助金は、歳入でご説明いたしました園芸肥料低減技術導入支援事業

費補助金の歳出予算で、補助率は2分の1、ネギの極小施肥のための機械導入1件でございます。

次の施設園芸等燃油支援事業補助金は、燃油価格高騰の影響を受けやすい施設園芸農家等の負担軽減を図るため、燃油購入費の一部を助成するもので、事業完了により減額するものでございます。

続きまして、4目担い手対策費22節機構集積協力金返還金は、歳入でご説明しました歳出予算で、対象年度は平成26年度から令和2年度、対象者は6名でございます。

次の新規就農者育成総合対策事業等補助金返還金は、歳入でご説明いたしました歳出予算で、対象年度は令和2年度及び令和3年度上半期分で、対象者は1名でございます。

続きまして、5目農業振興施設管理費12節施設管理委託料は、仏沢公園付近にある町の園芸用ハウスで、平成16年度から使用していた方が10月末をもって契約を解除したことから、冬季間の除排雪が必要となったため計上するものでございます。

次のあったか山生産物直売所管理委託料は、電気料及び燃料代高騰に伴う不足分でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 続きまして、道の駅管理委託料及び手づくり工房湧子ちゃん管理委託料でございますが、こちらはそれぞれの施設の電気料等の高騰に伴い不足する分でございます。

14節サイダー賞味期限印字用インクジェットプリンタ導入工事につきましては、労働安全衛生法施行令により、令和5年4月1日から施行される新たな化学物質規制に対応するため、ニテコサイダーの賞味期限をキャップ部分に印字するインクジェットプリンターを法令の要件を満たすものに更新するものです。

○農政課長（中田裕克君） 次の6目畜産業費12節アクティセンター管理委託料は、電気料高騰に伴う不足分でございます。

次の18節夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金は、歳入でご説明いたしました歳出予算で新規就農者の畜舎及び堆肥舎建設に伴い、建設資材等の高騰により大幅に事業費が増加し、事業計画の見直しを余儀なくされ、今年度の実施を取りやめたことから減額するものでございます。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩します。

(午前11時59分)

---

(午後1時00分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。



説明を続行してください。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、7目農村整備費は歳入でご説明しました歳出予算で、農村基盤整備事業負担金に充当する地方債につきまして、過疎債から合併特例債へ変更することに伴う財源補正でございます。

6款の説明は以上でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 7款1項2目商工振興費ですが、18節のうち空き店舗等活用家賃支援事業補助金につきましては、新規入居2件分の追加及び家賃の一部減額に伴う減額1件があったことにより、追加で必要となる金額を計上するものでございます。企業者総合支援事業補助金につきましては、これまで2件分の予算額を計上しておりましたが、11月に新たに2件の補助金申請がありましたので、追加で必要となる金額を計上するものでございます。

続きまして、3目観光費ですが、10節消耗品費及び次のページ、130ページ、131ページですが、印刷製本費につきましては、ラベンダーまつり開催事業費の実績額が確定したことに伴い減額するものでございます。光熱水費は、公衆トイレ7か所の電気料等高騰に伴う不足分でございます。

続きまして、12節の名水市場湧太郎管理委託料につきましては、電気料等の高騰に伴う不足分でございます。それ以後の看板作成業務委託料、駐車場整理委託料、臨時駐車場仮設作業委託料、大型テント設置委託料、ポスター作成業務委託料までにつきましては、同様にラベンダーまつり開催事業費の実績額が確定したことに伴う減額でございます。

18節のイベント等開催補助金につきましては、実績が確定したイベント2件分及び中止となったイベント5件分の減額を行うほか、六郷のカマクラにつきまして、カマクラ実行委員会が解散し運営組織が一本化されることから、町の補助金も一本化するため、当補助金から六郷のカマクラ分を合わせて減額するものでございます。温泉運営費補助金につきましては、電気料等高騰に伴う光熱水費の増加を見込んだ上で、利用者数が年度当初の見込みに対し、3施設合計で約3割増加することが見込まれることを考慮し、今後の円滑な施設運営に必要となる額を助成するものでございます。

続きまして、4目温泉施設費ですが、10節光熱水費は温泉源泉ポンプの電気料等の高騰に伴う不足分でございます。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 続きまして、8款1項1目土木総務費18節ですが、家庭用井戸等整備事業補助金について、11月末現在で現計予算の8割を執行しており予算残額に不足が見込まれるため、想定件数として10件分の増額を計上しております。

2項2目10節と15節は、ガードレールなどの道路付帯構造物の修繕や交換、除雪車両の部品などに不足が見込まれることから、増額を計上しております。

17節は、実績による減額を計上しております。

3目道路新設改良費の12節ですが、現在改築作業が進められている南部斎場前の白山4号線の改良工事において、旧道路敷地を分筆し新たな南部斎場の敷地の一部とするため、登記事務委託料の追加を計上しております。

続いて、次の132、133ページ、6項1目住宅管理費についてですが、10節は町営住宅の一般的な修繕についてを、12節は歳入でも説明いたしました町内の住宅の耐震診断の申請件数が増加したことに対する費用を、14節は町営住宅の小安門住宅において居室内壁の痛みが激しい3戸の改修工事を行いたく、18節は町内の住宅に対するリフォーム補助について申請件数が増加したことに対する費用をそれぞれ増額計上しております。

8款は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きます、9款1項5目消防施設費8節旅費から15節原材料費までは、本年10月6日に実施しました美郷町総合防災訓練関連費用で、いずれも訓練完了に伴う減額でございます。

17節の小型動力ポンプですが、2台購入に係る入札による請負差額分の減額でございます。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 10款1項2目事務局費でございますが、134、135ページをお開き願います。

18節修学旅行等の中止等に伴うキャンセル費等補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、小中学校の修学旅行及びそれに準ずる学校行事の中止や延期に係るキャンセル費や、新型コロナウイルスの感染者または濃厚接触者になるなどして修学旅行等に不参加となったことに伴うキャンセル費を補助するものであります。今年度の小中学校の修学旅行において、小学生1名並びに中学生2名が家族の陽性により修学旅行に不参加となり、それにより発生したキャンセル費相当額の補助予算を計上するものです。

3目教育助成費でございますが、7節報償費並びに12節ふるさと学習教材制作業務委託料につきましては、今年度の完成予定であります美郷町ふるさと学習教材の編集委員会の開催の増加による委員報償金並びに教材のページ数の増加、印刷製本費の高騰や取材経費の追加等により、制作業務委託料を増額するものです。

8節旅費、11節役務費、12節タイ王国中学生交流事業支援業務委託料並びに18節タイ王国中学

生交流事業費補助金につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえまして、美郷中学校生徒の訪問交流を中止したことによる減額です。

2項1目学校管理費でございますが、10節需用費につきましては、3小学校の電気料高騰に伴う光熱水費並びに今後の施設等修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

3項1目学校管理費でございますが、10節需用費につきましては、中学校の電気料高騰に伴う光熱水費並びに今後の施設等修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

14節工事請負費につきましては、中学校体育館の灯油タンクが経年劣化により腐食しており、取替に係る予算を計上するものです。

2目教育振興費でございますが、ふるさと美郷育成基金の繰入れ先を、タイ王国との中学生交流からスポーツ大会等への生徒派遣費に変更することによる財源補正です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 136、137ページをお願いします。

10款4項1目社会教育総務費11節損害保険料ですが、学友館特別展として計画している秋田県美術展覧会仙北地域展において、出展作品の損害保険料に不足が見込まれますので増額補正するものです。

その下の18節カマクラ保存会補助金ですが、六郷カマクラ保存会及びカマクラ実行委員会が解散し、新たに伝統行事の継承を主として活動される新組織の設立準備が進められております。先ほど7款でも説明がありましたとおり、新組織支援のための補助金を一本化するものです。

3目文化財保護費10節光熱水費、次の4目社会教育施設費10節光熱水費ですが、旧郷土資料館、美郷町学友館及び坂本東嶽邸の電気料高騰に伴う増額です。

12節歴史民俗資料館管理委託料ですが、電気料高騰に伴い、指定管理料を増額するものです。次の設計管理委託料ですが、美郷中学校の旧セミナーハウスの建物を文化財収蔵庫等として活用するため、改修工事の実設計業務を発注しておりますが、アスベスト調査の結果を踏まえ、委託機関の変更を行うとともに、建物構造の詳細調査が必要となることから設計業務委託料を増額補正するものです。

5項2目保健体育施設費12節サン・スポーツランド管理委託料、屋内スポーツ館管理委託料、宿泊交流館管理委託料ですが、いずれも電気料等高騰に伴い指定管理料を増額するものです。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費でございますが、10節需用費につきましては、給食調理に係る消耗品、燃料費並びに電気料の高騰により、また今後の調理設備等の修繕予算に不足が見込まれることから増額するものです。

14節工事請負費につきましては、南学校給食センターの温水ボイラーの真空部品並びにオイル

ポンプの劣化による改修経費を、また機械室内の換気を図るため網戸の設置経費を計上するものです。

議案第80号の説明は以上でございます。

○議長（森元淑雄君） これで議案第80号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第81号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第46、議案第81号 令和4年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第81号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万8,000円を追加するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、150、151ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の1節から3節は、保険税軽減世帯の税軽減等の実績による減額でございます。

6款1項1目一般会計繰入金の1節と6節は、国保税の軽減等に対応する保険基盤安定繰入金等の額の確定によるもので、5節は今後の出産見込みによる増額でございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。152、153ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金の18節は、当初42万円の8件分を予算措置していましたが、既に5件支出済みで、今後の出産予定などを見通し、4件分を増額するものでございます。

続きまして、2目支払事務委託手数料の11節手数料は、出産育児一時金の増額に伴い、国保連への支払事務手数料を増額するものでございます。

続きまして、3款1項医療給付費分、2項後期高齢者支援金等分、3項介護納付金分につきましては、税の減額及び繰入金の増額による財源補正でございます。

続きまして、5款1項1目特定健康診査等事業費の12節は美郷フェスタでの健康器具を使った広報業務について、コロナ禍によりブースを開設せず事業終了したことによる減額でございます。

154、155ページをお願いいたします。

2項3目国保ヘルスアップ事業費の4節は、短時間勤務の会計年度任用職員の共済組合保険料

と厚生年金保険料の調整による予算の組替えとなります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第81号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第82号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第47、議案第82号 令和4年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

予算総額に変更はありませんが、歳出におきまして予算内訳の変更を計上しております。

内容を説明いたします。162、163ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費では、見込みに伴いまして26節の消費税の減額、2項1目施設管理費では10節電気料金高騰に伴う不足分を、14節では公共ますの設置増加に伴う増額を、17節ではメーター購入の請負差額に伴う減額をそれぞれ計上しております。

3款の予備費は歳出総額を調整するため、減額の計上をしております。

以上で議案第82号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第82号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第83号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第48、議案第83号 令和4年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。

予算総額に変更はありませんが、歳出におきまして予算内訳の変更を計上しております。

内容を説明いたします。170、171ページをお開きください。

1款2項1目施設管理費では、電気料金高騰に伴う不足分を計上しております。

3款予備費は歳出総額を調整するため、減額の計上をしております。

以上で議案第83号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第83号の説明が終わりました。

---

◎議案第84号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第49、議案第84号 令和4年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第84号につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万5,000円を減額するものでございます。

歳入からご説明させていただきますので、180、181ページをお願いいたします。

3款1項2目保険基盤安定繰入金の1節は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定により繰入金額を減額するものでございます。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出でございます。182、183ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の18節は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による減額でございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで議案第84号の説明が終わりました。

---

◎議案第85号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第50、議案第85号 令和4年度美郷町水道事業会計補正予算第3号を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 説明いたします。185ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出について、第1款事業費用を75万9,000円増額し、3億8,742万円とするものでございます。

内容について説明いたします。192、193ページをお開きください。

収益的支出2款1項1目原水及び浄水費の燃料費は、停電時の自家発電設備用の燃料費用について不足分を、2目配水及び給水費の修繕費は、漏水時や機器故障時などに対応するための修繕費用の増額、4目総係費の手当から法定福利費引当金繰入額は、先ほど議案第62号で説明いたし

ました美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴い増額するもの及び職員の扶養手当等の増額に伴うものであります。旅費と負担金は、水道技術管理者資格取得のための研修受講経費を計上しておりましたが、有資格者が課内に複数人いるため、今年度は受講しないこととしたため減額するものです。

以上で議案第85の説明を終わります。

○議長（森元淑雄君） これで議案第85号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

12月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午後1時20分)

